

## 1. 身体拘束廃止についての施設指針

- ケアセンターなごみでは別紙の定義に触れる身体拘束行為は認めません。
- 身体拘束実施の最終決定は施設長が行います。やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、然るべき手続きを取り、実施します。
- 本人や家族が望んだ場合であっても、決定者である施設長の指示がない身体拘束は行いません。

## 2. 禁止の対象となる身体拘束の具体的な行為[定義] ～身体拘束ゼロの手引きより～

- 徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意志で開けることができない居室等に隔離する。

## 3. 身体拘束廃止にあたっての原則

### ○身体拘束廃止委員及び研修

全部門から代表者が出席 [指針2 委員会のとおり]

委員会は [指針2 委員会のとおり] 行う

身体拘束を必要とするケースは家族にもカンファレンスに参加してもらう。

拘束を行う場合は限定的なものとし、常に代替的な方法を考える。

### ○身体拘束をしないために

身体拘束を誘発する原因を探り改善する。

環境整備と職員の連携を行う。

基本ケア[起きる/食べる/排泄する/清潔にする/活動する]を徹底し、充実させる。

- 緊急時やむを得ない場合の対応[やむを得ず身体拘束を行う場合には以下の原則に従う]
- 切迫性→利用者本人または他利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
  - 悲代替性→身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
  - 一時性→行動制限が一時的である。

○所定の手続きをとる

施設全体で判断し、最終的には施設長が決定する。

本人、家族に対して身体拘束の理由・予定経過等の詳細を説明し理解を得る。

身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態を記録する。

拘束後は委員会を通じて速やかに身体拘束解除に向けた努力をする。

平成 21 年 9 月 1 日策定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

医療法人 永仁会

介護老人保健施設 ケアセンターなごみ

施設長 武井 理子